

# 榊原家家臣団の形成過程と幕藩関係

— 館林・白河時代を中心に —

小宮山 敏和

〔キーワード〕① 榊原家（康政・康勝・忠次） ② 館林藩 ③ 譜代大名 ④ 家臣団編成 ⑤ 付人〕

はじめに

本稿では、いわゆる譜代大名<sup>①</sup>の家臣団編成の特徴をみることを通して、中・近世移行期<sup>②</sup>の徳川家の家臣構造や権力構造、及び近世期の幕藩関係における譜代大名の位置について考察することを目的としたい。

これまでの譜代大名に関する研究については、大別すると次のような傾向があると言えるだろう。一つは近世の一大名として捉えて藩機構や軍事編成などの藩体制の解明を目的としたいわゆる個別藩政の研究<sup>③</sup>であり、もう一つは將軍権力の基盤として、或いは幕府組織の構成主体として、「譜代大名」という一括した概念で分析する將軍権力論や政権論などの研究<sup>④</sup>等である。しかし、それらを有機的に結びつけるような研究は

今のところ十分になされているとは言えず、且つ具体的・個別的な譜代大名の性格付けが十分に検討されずに、幕藩体制・幕藩関係について論じられているのが現状であると言えるのではないだろうか。そのような中、最近「幕閣譜代藩」という幕藩関係に着目した分析概念が、下重清氏によって提起された<sup>5)</sup>。譜代大名の組織や権力構造を、幕藩関係を意識しながら分析する氏の研究方法は、本稿の分析視覚と通底する方向性であるといえるだろう。しかし、分析範囲が幕閣に限定されている点で限界がある。

また、戦国期から中・近世移行期の徳川家臣団に関する研究に目を転じてみると、代表的なものに徳川家の権力確立過程を中心に総合的にまとめられた北島正元氏<sup>6)</sup>や藤野保氏<sup>7)</sup>の研究があり、また主に戦国期の徳川氏を対象として具体的な家臣団構造を研究した煎本増夫氏の研究<sup>8)</sup>があるが、どちらも近世幕藩体制の前史としての視点から接近されており、「徳川氏」の家臣団構成や権力構造に主眼がおかれているため、榊原氏や井伊氏などの家臣団編成の事例は、徳川氏の家臣団編成の一側面としての紹介がなされているのみである。さらに中世史の立場からは、代表的なものでは『新編岡崎市史』<sup>9)</sup>(以下『岡崎市史』と略)の中で新行紀之氏が中世・戦国期の松平氏の動向を体系的に述べられている。さらに本多隆成氏・平野明夫氏・柴裕之氏等によって<sup>10)</sup>、三河・五方国時代にかけての家臣団構造や権力構造が説明されつつあるが、関東入部以降、江戸時代を含め、近世期の権力構造をも含めた議論とはなっていない。しかし、多くの譜代大名が戦国期の徳川氏の家臣という立場から大名化したことを考えるならば、特に近世初頭においては、将軍家・幕府との権力関係を組み込んだ分析をする必要があるだろう<sup>11)</sup>。

そこで本稿では、幕府と譜代大名家臣団との関係に着目しながら、具体的・個別的な譜代大名分析を行い、幕藩関係における譜代大名の位置付けについて考察したい。具体的には越後高田藩として幕末を迎える大名榊

（原家の館林・白河時代を中心として検討する<sup>12）</sup>。榊原家に関しては後に詳述するが、戦国時代の徳川氏の家臣から譜代大名化した事例の一つとして位置付けられる。前述したように、そもそも譜代大名の多くは戦国大名としての徳川氏の家臣から近世大名化したものであり、戦国期における家臣団構成、或いは徳川氏との関係が、近世期における幕藩関係を多大な影響を及ぼしていることは想像に難くない。そこで、榊原家の一つの事例として戦国期の徳川家家臣から近世期譜代大名への展開過程にも重点を置き分析することで、前記の目的に迫っていきたいと考えている。

### 一 榊原家の出自と徳川家中での位置

最初に、榊原家の出自と徳川家中における位置について見ていこう。『寛政重修諸家譜』<sup>13）</sup>（以下『寛政譜』と略）によると、榊原氏は源氏を名乗り、康政の祖父である清長が伊勢国一志郡榊原村（現三重県久居市）より三河に移住し、家康の父親である広忠に仕えたのが徳川家との関係の始まりとしている。しかし、同書の藤原氏支流に収められている榊原主計頭経定家条<sup>14）</sup>に注目してみると、冒頭に同書編者の意見が載せられている。これによると、榊原康政の系統を分家筋とする家譜が経定系の家から提出され、その上で康政系の家譜と経定系の家譜を比べてみると「その代数呼名実名とも符号すといへども（中略―著者注、以下同じ）かれは源氏、これは藤原にしてその祖の出るところをことにす。しかれども其称号のおこり、家紋等までおなじきときは、また同家たるに疑なきにあらず。よりに家に尋るに、各家かたく説をとること前のごとし。故にこれを弁じて後勘に備ふ。」として、両榊原家はそもそも同一であったのではないかということを書き記している。ちなみ

に『寛永諸家系図伝』<sup>15</sup>(以下「寛永譜」と略)によると、両家とも伊勢国一志郡榊原村より移住としているが、移住の時期については触れていない。また、既に源氏と藤原氏に別掲されている。

この両榊原氏の氏の問題に関しては、次の『寛永譜』榊原照久条<sup>16</sup>(康政家分家、康政兄清政の子)に関連記事がある。それによると、「同(元和)八年四月、台徳院殿の仰に、榊原は元来源性<sup>17</sup>より出たり、然者論旨・口宣いよく其むねをまもるべし、とつけたまふ」として、秀忠より源氏を名乗る様にとの仰せがあったということを書いている。この事から考えると、康政系統の同家は『寛永譜』の作成されるより前の元和八年(一六二二)段階で源氏を名乗り始めた可能性が高く、それ以前に関しては藤原氏を名乗っていた可能性が高い。つまり、藤原氏から源氏へと改姓している可能性を窺えるのである。しかし、この結果がただちに康政家にも適用されるかどうかは断言できない。康政家の場合、元和以前の姓氏に関する史料が現時点で確認できないからである。ここでは、藤原氏より源氏への改姓の可能性を指摘するにとどめておきたい。

では、榊原経定家とは一体どのような家であったのか。ここでは『岡崎市史』を参考にしながら、松平家における位置付けを少し見ていこう。松平家の下での榊原氏については、古くは永正十五年(一五一八)の松平奉行衆発給文書の中で奉行衆の一人として、「榊原主計忠直」の名前を見ることができ<sup>17</sup>。また、弘治三年(一五五七)の松平奉行衆発給文書<sup>18</sup>の中にも「榊原孫七」として見ることができ、前述の榊原忠直との関係は不明ながらも、榊原一族が松平奉行衆として位置づけられていたことがわかる。さらに具体的役職はわからないが、天文十四年(一五四五)に松平氏の菩提寺である大樹寺での多宝塔建立に際して、奉加衆の一人として大旦那の松平清康(家康の祖父)とともに寄進している「榊原撰津守殿」の記述が見えることから<sup>19</sup>、榊原氏が松平家中において上層家臣としての位置を占めていたことがわかるだろう。これら「主計」や「撰津

「守」などの官職、或いは「孫七」という通称は榊原経定家の人物が多く名乗っており、榊原経定家が該当すると考えられ、この家が松平氏の上層家臣であったことがわかる。また、榊原経定家との直接的関係はわからないが、天文十八年の三河国本証寺門徒連判状<sup>20</sup>には「榊原主計助」の名が、永禄六年（一五六三）の三河国一向一揆の一揆方には「榊原七郎右衛門惟宗」等の榊原姓の者が散見される<sup>21</sup>。これらの史料から、榊原一族が三河国、或いは松平氏周辺にある程度進出していた状況が窺われる。

以上のようなことから考えると、そもそも松平氏のもとでは榊原経定家の方が上層家臣としての位置を占める本家筋であり、榊原康政家の方が元来分家筋であった可能性を考えることができる。ただし、ここで留意しなければならない点に触れておくと、伊勢国榊原村には依然として榊原本家が存在しており<sup>22</sup>、後に秀吉家臣となっている。このことから、経定家・康政家ともにそれぞれ別々に伊勢本家から別家して三河に至った可能性もあり、現時点では決め手に欠ける。『岡崎市史』では、この榊原康政家と経定家との関係には特に触れていないが、前述のようなことから考えると、この点は積極的に評価してもいいのではないかと思われる。

では次に、榊原康政自身の出自と徳川家での位置付けについて見ていこう。『寛政譜』によると<sup>23</sup>、天文十七年に榊原長政の次男として三河国上野で生まれ、永禄三年より家康の側に仕えている。同五年に父長政が死去し、兄の清政が家を相続<sup>24</sup>。同六年に家康より「康」の字を与えられ元服する。前述の榊原経定家の事などを考慮すれば、康政の出自としては分家の次男であり、家康の近習として新規に取り立てられた家臣と位置付けられることができるだろう。またここで、出生地である三河国上野について注目してみよう。康政が家康の下に出仕する頃の上野は、当時松平家の有力家臣でありながら、度々松平家と対立していた酒井将監<sup>25</sup>の本拠地であった。康政の兄清政は一時酒井将監の下で与力となっていたようであり、また、酒井将監の家臣で後に榊

原家家臣となった野々山兼久は、榊原家家臣の由緒を記した『知行方先祖書前篇』<sup>26</sup>（以下『切符方先祖書』<sup>27</sup>）とともに『由緒書』と略す）では、次の様に記している。

史料 1

百石

野々山徳太郎兼隆

（傍線著者、台頭・平出は二字空けとした。以下同じ）

初代

一、野々山弥左衛門兼久參州上野之城主酒井将監様御家人二而七百貫被下置後見役相勤罷在候、其後右之御家御亡落ニ付牢人仕候、清長様最前上野被成御座候付、弥左衛門義康政様兼而御存知被遊被掛御目候付、上州館林御拝領之節道徳与申拾三歳罷成候世悴ヲ召連、館林江罷越何分ニ茂被召仕被下置候様ニ奉願候之処、早速御知行茂可被下置候得共、思召茂御座候ニ付、先足輕同前之御宛飼ニ而可被召仕由ニ而拾五俵ニ式人扶持被下置御小性ニ被召出候、拾五歳之春江戸江御供仕翌春御帰城以後道徳茂額ニ角ヲ入可申由被仰付父弥左衛門被召出、今度御（席カ）而御座候而言上被成候処、父子共ニ御家江御預ケ被為成候旨上意御座候由被仰付候、道徳男ニ成候間、孫七郎与改名可仕由御意御座候、

（後略）

野々山兼久は右のように、酒井氏配下時代に親しかったことを由緒として榊原家に出仕したことを記していることなどから、康政家は代々酒井将監家との繋がりがあつた可能性がある。このような家の状態からは、松

平家の有力家臣という姿は見えてこないだろう。

今度は、主に戦国期の徳川家中における康政の位置付けについて見ていこう。尚、本稿では概観する程度に抑え、詳細は別の機会に譲りたい。主な特徴の一点目として、徳川家の所領統治に関するような文書等には、康政の関与はまず見ることができない。天正十年（一五八二）から同十一年にかけての武田家旧臣に対する所領安堵状発給に関しても奉者としての関与を二点ほど確認できるが、しかし同時期に井伊直政は四十点以上に奉者として関与しており<sup>(28)</sup>、その度合いはかなり低いと言えるだろう。二点目としては、北条氏<sup>(29)</sup>や真田氏などの他国の領主や近衛前久<sup>(30)</sup>等の公家との間で書状のやりとりを見ることができ、もっぱら家康の添状という形、或いは家康への取り次ぎとしての関与（いわゆる「申次」・「取次」）を確認できる。特に北条氏との間では、天正十四年三月に徳川家康と北条氏政が伊豆国三島で会見した際に酒井忠次と榊原康政の二人が付き添いとして同席し、ともに「御音信之物」を北条方と交換していることから<sup>(31)</sup>、関係の深さが窺われる。また軍事的な側面では、「一手役」という旗本の旗頭的存在であり、家康の常備軍的存在という指摘がなされている<sup>(32)</sup>。

ではこれまでのところをまとめてみよう。榊原康政は分家の次男という出自であり、本家は室町後期から松平家の奉行人として史料中にも見ることができ、榊原経定家、ないしは伊勢国人榊原氏であったと思われる。そのような状況から考えると、康政自身はそもそも自前の家臣団組織や所領を持つような、松平家中の中で有力な家臣であるわけではなかった（有力な家臣である酒井家などは、酒井将監の例があるように自前の軍事力で松平惣領家と対抗関係にあることもあった）。榊原康政は家康の近習としての位置から、他国の領主や公家との書状のやり取りや家康への取り次ぎなどの面で活動を見ることができ、徳川家が豊臣家のもとで豊臣大名

として位置付けられる天正十四年ころになると、他家との交渉では徳川家筆頭の酒井忠次などと同列に並ぶ程の位置付けとなつていったと思われる。以上のようなことを前提として、次から榊原家家臣団の形成過程とその特徴について見ていきたい。

## 二 榊原家家臣団の形成過程とその特徴

### ①戦国期～天正十八年（一五九〇）館林入部まで

ここでは、戦国期から天正十八年に家康の関東入部にもなつて上野国館林に入部するまでの期間を主たる対象として、榊原家の家臣団の形成過程やその特徴について考察する。

まず一点目としては、譜代家臣や榊原一門<sup>33</sup>から家臣化したものが、極端に少ないということがある。この対象時期において、榊原家譜代の家臣は『由緒書』から判明する範囲で見ると、竹尾藤右衛門家（康政の父長政の代から奉公との由緒）ただ一家のみであり、また一門で家臣化したものに関しては、こちらも榊原市郎左衛門家<sup>34</sup>（いつから家臣化したか不明）一家のみである。これは第一章で述べたように康政自身の出自によるものと思われ、独自の家臣団がほぼ存在していないという点が特徴の一つとなる。

次に二点目としては、「御付人」の付属がある。これは家康より付属された家臣のことで、史料中では「公儀御付人」などのように使用される。『寛政譜』によれば<sup>35</sup>、康政が元服した翌年の永祿七年より付属され始め、天正十八年までの間に数回に分けて数人ずつ十五人程が付属されたことになっている。しかし、この記述は正確ではない。『由緒書』等の他の史料を見ると、全部で五十人以上の「御付人」の由緒を持つ者がお



り、当時の実数では更に多かつたものと推測される。

最後に三点目としては、「御付人」主導で榊原家中が運営されていた可能性があるという点である。永禄年中に付属とされる伊藤弥惣や伊奈外記などの『由緒書』を見てみると、伊藤弥惣の場合は「永禄年中被 召出 御知行被下置弓足軽三拾人御預被遊候由伝承候」<sup>36</sup>とし、伊奈外記の場合は「弓足軽三拾人御預被下候、御家御仕置被 仰付、御出陣之節ハ士之頭ヲ茂被 仰付候由」<sup>37</sup>として、榊原康政から弓足軽を預けられ出陣の節は「士之頭」を務めることや、御家の仕置を任せられるなどのことから、軍事的・政治的側面で「御付人」が家中運営に関与していた姿が窺われる。現在のところ同時代史料からの裏付けがないので確定的なことは言えないが、榊原康政独自の譜代・一門の家臣がほとんどいない状況では、「御付人」に家中運営が委任されていた可能性は高いだろう。

以上まとめると、榊原康政の家臣団の特徴は、榊原家独自の家臣団を抱えていたとは言い難い状況であり、家康より付属された「御付人」によって、家中の仕置や軍事統制なども行われていた可能性が高いと言える。このような傾向は、同時期に政治的・軍事的に家康の出頭人として台頭してくる井伊直政や本多忠勝などにもみることができるとのである<sup>38</sup>。

## ② 館林・白河時代

ここでは、天正十八年の館林入部から寛永二十年（一六四三）の陸奥白河転封を経て、慶安二年（一六四九）に播磨姫路に転封になるまでの館林・白河時代を主な検討対象として考察する。なお、当該期は初代藩主康政・二代藩主康勝、さらに三代藩主忠次が藩主として藩政を主導した時期である。

i 一門家臣と譜代家臣

初代藩主康政の兄清政は、前述のように永祿五年に父の跡を継ぎ家康に仕えていた。その後家康より、家康嫡男の信康に付属され信康付家臣となっていたが、天正七年に信康が自害させられた後は康政の元に寄寓していた。康政が館林に入部した後は館林に移り住み、合力米三千石を給されていた。その後家康の命によって、清政は駿河国久能城に住むことになったのであるが、その際館林の家督は子の清定が継ぐこととなり、清定は康政の下で家臣化した<sup>39)</sup>。

表1の「榊原家家臣分布表」を参照していただきたい。この表1は「館林藩榊原家文書」(上越市立高田図書館蔵「榊原家文書」、群馬県立文書館撮影本を使用)の中の、『御家記日録』所収「遠江守様御代分限帳」と『嗣封録』卷之一所収「白川御時代御家中分限帳」を元に、『由緒書』等を加えて知行取家臣について作成したもので、「遠江守」は二代藩主康勝のことを指す。これによると、清定家の石高は榊原家中で最高であり、石高の面では家中筆頭に位置付けられていたといえる。ただし、ここで留意しなければならない点は、姫路の後に転封する越後村上時代の分限帳<sup>40)</sup>によると、この家の石高には「大名分」という記載がなされており、一般的な家臣とは別の扱いになっていた可能性がある。具体的なことが不明であるので何とも言い難いが、実際に家中でどのように位置付けられていたかはここでは判断できない。また、清定以外の一門からの家臣としては、既出の榊原市郎左衛門、清政の娘婿である仁木半左衛門がいる。仁木は榊原家に来た当初、百人扶持を与えられており、榊原家の家臣というよりは、清政の事例のように客特的存在であったと思われる。しかし後に千石の知行取りとして家臣化しており、表1の「榊原家家臣分布表」に見ることができるよう、知行取の中でもかなり上層の家臣として位置付けられている。

表1 榊原家家臣分布表

知行高	遠江守様御代分限帳				百川御代分限帳				
	人数	内訳			人数	内訳			
		御付人	御付人子弟	その他 （*は一門）		御付人	御付人分家	元大須賀家家臣	その他 （*は一門）
-3000	1	0	0	*1	0	0	0	0	0
2999-2500	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2499-2000	1	1	0	0	2	1	0	0	*1
1999-1500	0	0	0	0	4	3	0	1	0
1499-1000	10	6	3	*1	11	7	1	1	*1+1
999-900	0	0	0	0	1	0	0	0	0
899-800	3	1	2	0	1	1	0	0	0
799-700	2	1	0	1	0	0	0	0	0
699-600	2	0	1	1	11	6	0	0	5
599-500	15	7	0	8	4+1	1	0	1	2
499-400	11	0	1	*1+9	15	2	0	2	*1+10
399-300	32	3	3	26	45	7	9	5	24
299-200	69	5	8	56	83	10	0	12	61
199-100	98	4	2	92	94+2	4	1	15	74
99-	39	5	0	34	41+1	2	0	4	35
人数合計	283	33	20	230	311+5	44	11	41	215
石高合計	71168				90961.63				

※斜体は寺社等の石高を示す

一方で、譜代家臣についてはどのよう  
に位置付けられていたのであるか。前  
述のように榊原家における譜代家臣とし  
ては、康政の父長政の代から仕えている  
竹尾藤右衛門家ただ一家だけという状況  
であった。『由緒書』等によると、当該  
期この竹尾家は知行百五十石であったよ  
うである。ここで表1の「榊原家家臣分  
布表」の方を見ると、竹尾家の石高  
が該当する二百石未満から百石以上の間  
の層は属する家臣の数が最も多い層であ  
るが、その下層の人数はあまり多くない  
ことから、知行取家臣全体から見た場合  
には相対的に低位に位置付けられている  
と言えるだろう。

このような状況から、館林入部以降の  
家中構造としては、知行高に着目した場  
合、家臣団組織の上層部に一門家臣が初

めて現れ、後述する「御付人」とともに家中知行高の上層部を構成するという構造をしていたということが特徴としてあげられるだろう。また、戦国期からの譜代家臣は相対的に低位に位置付けられており、新参の一般家臣と何ら変わることなく、譜代としての家中での優位性がないように思われる点も特徴的である。

ii 「御付人」のさらなる付属と家臣化

享保十四年（一七二九）十一月、時の老中安藤対馬守信友からの「公儀御付人」についての問い合わせに対して、榊原家からは書付を提出した。その書付の控えが次の史料である。

史料2<sup>(ii)</sup>

享保十四年酉十一月安藤対馬守様御家来方花井平蔵迄相頼、御家中公儀御附人書付被遣候扣壺通

公儀御附人

村上弥右衛門

（以下五十七人略）

ノ五拾八人

右之分式部大輔（康政） 参州遠州罷在候節御附被遊候者共与申伝候、上州館林拝領之節式部大輔家江筋目有之者共罷越候類も有之様申伝候得共、年久敷儀故不分明候、旧キ書付共も火難之節焼失仕候付当時礎成記録無御座候故、右人別茂相違之儀難計奉存候、右之内其以後御簀本江被 召出候者茂御座候、家断絶仕候者茂御座候、以上、

この史料によると、当初五十八人の「公儀御付人」がいたということを榊原家で認識していることが分かる。ただ、三州・遠州時代に付属したと申し伝えている者であるとしている一方、館林拝領時に出仕した者もいるが詳細は不分明としている。さらに「公儀御付人」としてあげる五十八人でさえも相違している可能性があることを述べており、後に旗本に召し出された者や家が断絶した者もいるとするなど、当時、「御付人」の由緒がしっかりと定着していない様子を窺うことができる。

次に文化八年（一八一二）正月十九日に目付中川飛騨守よりなされた「御尋」に対し、同年六月二日に返答した控えを見てみよう。

史料3<sup>〔42〕</sup>

（前略）

一、同人（榊原康政）江御附属之家来伊藤弥惣・伊奈源左衛門・中嶋右衛門作実名、且天正十八年御附人三十六人性名実名書出之事

附属家人筋目之者系譜之中新谷伝蔵先祖久兵衛某蟹江城攻之節、軍功有之候旨相見候、貞享年中新谷伝蔵書上二者蟹江二而軍功有之候者新谷伝蔵与相見候、久兵衛後伝蔵与改名ニも候哉

式部大輔江御附属之家来

伊藤弥惣正照

伊奈源左衛門広質

中嶋右衛門作実名不知

御附人

村上弥右衛門実名不知

(以下三十六人略)

都合三拾七人初メ三拾六人御附被遊候以後遠山吉兵衛儀

権現様達

上聞筋目ヲ以

三拾六人御附人之人別ニ加へ御附人之列被仰付、依之三拾七人罷成申候旨申伝候、

新谷久兵衛

蟹江城攻之節軍功御座候新谷伝藏、後久兵衛与相改申候、

(後略)

この史料によると、天正十八年の館林入部とともに「三十六人御預之待」が付属されたこととなっている。この文化の段階になると、付属時期で集団化・差別化の傾向が見られ(「付属之家来」と「御付人」など)、由緒とそれによる主張が形成されているといえるだろう。

以上の史料2・3からは、検討対象とする天正期の正確な姿は見る事ができないが、個々の「御付人」の付属の時期の不明確さはあれ、天正十八年を一つの画期として「御付人」が付属されたという事実はほぼ認めても良いと思われる。

では、これら「御付人」はどのような存在であったのだろうか。まず榊原家中における位置から見ていきたい。表1の「榊原家家臣分布表」を見ると、「御付人」ほどの階層にも万遍なく分布していることがわかり、「御付人」としての特定の階層があるわけではない。しかし五百石以上の階層に着目してみると、五百石以上

の各層では「御付人」の占める割合は高く、特に八百石以上になると、一門からの家臣を除き全て「御付人」によって構成されていることがわかる。このことから、榊原家中の上層は「御付人」としての由緒を持つ家臣、つまり徳川家から付属された家臣が事実上大半を占める状況にあると言えるだろう。これら上層の「御付人」は、役職としては後に大老や組頭など家中運営の中核を担う職として家中で重きをなすこととなることから、榊原家中は徳川家とより強い結びつきを持った家としての性格を有していると言えるだろう。

次に「御付人」の知行地について見ていきたい。

史料4<sup>(43)</sup>

四百石

丹羽八右衛門利定

一、先祖丹羽四郎左衛門於參州奉公

権現様江御知行千石余

赤羽村・一色村  
はち(味カ) 浜村・矢曾根村

地方二而拝領仕御旗

本二罷在候、永禄年中四郎左衛門茂二男十之丞召連

康政様江被遊御附家々之仕置等茂可仕旨

上

意二而罷越候、此節嫡子勘平別段御知行三百貫従

公儀被下置御旗本被

召仕候、四郎左衛門二被下

置候千石余之

公儀御知行御家江罷越候而茂右之地方二而所務仕候、以後家督千石無相違十之丞二被下

置四郎左衛門隠居被 仰付、別知三百石被下置此跡式三男太兵衛相統被

仰付候、(後略)

史料5<sup>(44)</sup>

六百石

富田三右衛門直基

初代

初名喜内直孝

一、富田三右衛門直忠初名康勝御知行千石二而 権現様江奉仕従永禄年中 康政様度々御合戦之刻奉属御手候、天正年中 権現様御前江被 召出 康政様御若年候条御側罷在御一戦之砌者掛引等諸事相談之上御相手罷成、勿論 御家之御仕置茂可仕旨、以 上意御家江被為附候、此節御知行先知之通被下置御仕置役相勤申候、  
(後略)

史料 6<sup>(45)</sup>

式百五拾石

大竹六郎兵衛信平

初代

初名元三郎

一、大竹善左衛門参州方館林江罷越御奉公仕、御知行八百石拝領仕候、且又三州二而前方方 公儀御知行八拾石拝領仕罷在候、是又 御家江罷越候而茂所務仕候知行所三州之内 (後略)

史料4〜6は、それぞれ丹羽四郎左衛門・富田三右衛門・大竹善左衛門の『由緒書』である。榊原家に来る前の知行地と来た後の知行地との関係に着目してみると、それぞれの事例においても、榊原家に出仕した後、知行地の全部、或いは一部は榊原家出仕以前からの知行地をそのまま領していたことを主張しており、榊原家付属後も公儀(家康)より与えられていた可能性を窺わせる。ただこれらの知行地は、後に、徐々に榊原家から与えられる知行地に変更されていったものと考えられる。参考までに、同様の家臣団構成をとっている岡崎本多家の事例を見てみる。



史料7<sup>〔46〕</sup>「河合又五郎系譜」

権現様より被下置候知行は美濃守忠政（忠勝子）より差上之、忠政より元和四戊午年六月十五日於播州姫路之内下曾我部村・長町村・新在家村・東剣坂村之内・葉栗村之内・田中村・木村・岡村等之処二而二千五百石、寄子給二千五百石、併五千石之地相送之 所領仕候、寛永六己巳年八月廿一日播州姫路二而病死仕候、年六十一歳、葬地不相知

法名光它院栄誉長栖

従 権現様拝領仕候二千五百石・寄子給二千五百石併五千石之 御朱印は本多甲斐守政朝播州竜野在城之節拜見仕度由申聞指出置候之処、年号不相知正月二日城中より出火焼失仕候（後略）

この史料から見ると、家康より宛行われていた所領は、元和四年になって藩主である本多忠政から幕府に返され、改めて忠政より同等の知行地を宛行われている。このような本多家の事例から考えると、榊原家の場合も同じような過程を辿った可能性が考えられるだろう。

しかし、全ての家臣が知行地の変更や主従関係の変更について問題なく同意して、榊原家家臣となっている訳ではなかった。一例をあげてみると、榊原家において一般に「三家老」と称される三家（原田・村上・中根）は、公儀より千石宛知行を受けている。この公儀知行地の拝領過程について以下に見てみよう。

史料8<sup>〔47〕</sup>「三家老知行由緒及び租納高取調」所収

覚

天正十八年従 権現様榊原故式部大輔(康政) 上州館林城附十万石被下置候節、中根善右衛門・村上弥右衛門・原田権左衛門三人御預被遊候付、榊原遠江守康勝・松平式部大輔忠次代迄相勤申候、(1)悴共年頃二も罷成候二付、式部大輔(忠次) 二断申候而御当地江罷越、御老中様方迄委細申上候へハ、台徳院様被達 上聞候処結構成 上意二而、右三人御知行千石宛被下置之、御年罷寄候間当地二而も御奉公罷成間敷候条、館林被罷越悴共与一所二可罷在旨 上意二而御座候由承知仕候、(2)其以後段々病死仕候付、跡式之儀何分二も被 仰付被下候よふ二与御老中様方江式部大輔(忠次) 申上候得者、松平伊豆守様(信綱) 大猷院様江達 上聞候処、従 台徳院様被下置候知行之儀無子細可被召上儀も無御座候間、無相違被下置之旨御老中様被 仰付候、依其祖父善右衛門・父弥右衛門・当権左衛門、寛永十六卯年五月五日太刀目録を以て壹人ツ、被召出繼目之御礼申上候、重而者子細不及申上旨依被 仰付奉守其旨、 厳有院(徳川家綱) 様御代替之節改子細不及申上、(3)年始之御礼二者式部大輔在江戸之節ハ代ル可罷越旨仰付、其通二口今迄仕、年始之御礼大廊下溜二而無官之御方於後座太刀目録前二置御礼申上候、勿論下拙共代替之節ハ右之通二御座候間改不申上候、(4)拙者共先祖拝領之地ハ上州新田郡之内二而御座候、然ル処式部大輔館林ハ奥州白川江所替被仰付遠国二罷成候得者、宗門等之改も時々二難仕候間、姫路近所二而御替地拝領仕度旨式部大輔申達候願申上候二付、播州之内二而御替地相成之積ヲ以拙者共へ被下置候、依之当式部大輔(政倫) 越後村上江所替二付、於村上近所三千石三人二御替地被下置候、其節被 仰渡候ハ、播州之知行より越後知行ハ物成不足二有之由候間、溝口左京亮様上り知行五千石程有之所三千石江込二被遊三人江被下置候旨、稲葉美濃守(正則) 様於御番被仰付、其節榊原越中守(照清) 殿・坂部三十郎(弘利) 殿・榊原先左衛門殿御越候様二与御老中様方被仰遣候由二而御出合被成下、尔今拝領難有仕合奉存候、已上

原田権左衛門

天和元年酉六月十五日 村上弥右衛門

中根善右衛門

（右之書付ハ井上河内守様へ差上候処、堀田筑前守（正俊）様へ可被遣由ニ御座候

右の史料は、明治二年（一八六九）十二月に榊原家より政府に対して提出された三家老知行地に関する書面の控えのうちの一部で、天和元年（一六八一）に三家老から老中の井上正利に対して提出された書状の写しである。傍線部(1)の部分が公儀知行地拝領過程であるが、これによれば、原田・村上・中根の三人は子供が成長したことを理由に榊原家を退去し、江戸で老中に掛け合ったところ、將軍秀忠から千石宛知行を宛行われ、高齢であったために江戸で奉公せず子供と一緒にいるようにと秀忠から上意があったとされる<sup>48</sup>。つまり、最終的には幕臣への復帰を望み、榊原家の家臣となることを拒否した事例と言えるだろう。この事例を見ると、本人達にはあくまでも「徳川家家臣」としての意識があったように思われ、そのため最終的には將軍直臣に戻るという行為に至ったのではないだろうか。この他には明確な事例は確認できていないが、家康からの「御付人」が榊原家の家臣となることには、いろいろ紆余曲折があった可能性が考えられる。そのような状況を経て、榊原家家臣団が固定化されていたものと思われる。

iii 榊原家中と幕府との関係

前述したように、原田・村上・中根の三家は公儀より千石宛知行地を拝領していた。これは史料8の傍線部

(2)にあるように子供に相続され、幕末まで代々継続されていった。また、この知行地は実際に榊原家の知行地とは別に存在し、榊原家の所領が移動するとその近くに移された。

この公儀よりの知行地は当然幕府からも把握されていた。

史料9<sup>(19)</sup>

今度万石以下地方取之面々、去ル巳年より去ル寅年迄拾ヶ年物成書付差出可申旨被 仰出候ニ付、式部大

輔殿家来之内従公儀被下知行有之分、村々高物成別紙案文之通取調、早々御勘定所へ差出可被申候

右者小栗上野介(忠順)・小栗下総守(政寧)・織田市蔵(信重) 達之

慶応三年(一八六七)に「万石以下地方取之面々」に対して軍役金を課した時には、この三家老にも「村々高物成」を「別紙案文之通取調」べて勘定所へ差し出すようにとの通達が来ており、幕府としては「万石以下地方取之面々」として一般の旗本と同様に把握している様子が伺われる。これに対しては、次の史料の様に同年中に藩主より反論が出される。

史料10<sup>(50)</sup>

拙者家来原田権左衛門・村上弥右衛門・中根善次郎三人之者家筋之儀者、先祖康政天正十八年上州館林拝領之節厚き依上意附属被 仰付、右三人之者江知行千石ツ、被下置、拙者よりも夫々知行指遣、是迄高并軍役等申付相勤来、且近年度々右御用相勤候節ニも供申付為相勤候儀ニ御座候、然ル処此度御籙本方式百石以上

拾ヶ年之間御軍役金として半高金納被 仰付候様之儀御座候而者高并軍役も難差出、且天正中附属被 仰付候御趣意も御座候処、夫是甚夕以致当惑候二付、何卒外御旗本方知行所之訳与ハ相違いたし候廉合等厚御勘弁被成下、右様之儀無御座御差含被下様前以内願申上置候、宜御指含置可被下候、已上

十一月八日

榊原式部大輔

榊原家としては、旗本同様に三家老に仰せ付けられても軍役等も出し難く、且つ「天正中附属被仰付候御趣意」もあり、外の旗本知行所とは訳が異なるということを主張し、軍役金賦課の回避を計っている。この公儀からの知行地についても少し関連史料を見てみよう。

史料11<sup>⑤</sup> 「知行地村々宗門改めにつき証文」

差上申証文之事

従 公儀私共拜領地拾三ヶ村御法度之耶蘇宗門之儀穿鑿仕候得共、僧俗男女老若至迄不審成者忝人茂無御座候、乍此上無油断吟味可仕候、為後日仍証文如件

文政十年丁亥九月 原田権左衛門（印）（花押）

中根善次郎

村上左膳

竹田十左衛門殿

伊藤忠兵衛殿

竹田勘太郎殿

伊藤長十郎殿

竹田俊治殿

この史料は公儀知行地についての宗門改に関する史料で、領主である三家から出された証文である。この場合、公儀知行地は榊原家よりの知行地と区別されて証文が出されている。ただし、宗門改の提出先を見てみると竹田十左衛門他四名は榊原家家臣であり、榊原家に提出したものと思われる。この側面においては、知行地を介しての幕府との直接的な繋がりはないと言える。

結局のところ、この知行地を介しての幕府との関係は、前述のように紆余曲折はあれ幕末まで続いているのである。ただ、知行地の性格としては、榊原家よりの知行地とは区別されていたとは言え、宗門改めにも見られるように榊原家から全く独立して幕府と直接に繋がっていたわけではない。そういった意味では、幕府との関係は他の一般的旗本よりも弱いものであったと言えるだろう。

次に、公儀知行地以外の面での幕府との関係について見ていきたい。ここでもまず三家老のことから見てみよう。史料8の(3)にもあるように、榊原家三家老は藩主が江戸在府の時に、交代で將軍へ年頭御礼をしている。御礼の場所は、「大廊下溜二而無官之御方於後座」であり、「太刀目録前二置御礼申上候」ということである。また「榊原家文書」所収の「原田重隆他將軍へ年頭御礼につき進上目録」<sup>28</sup>によれば、進上目録の日付はどれも正月三日であることから、正月三日に年頭御礼していたことがわかる。

今度は、表2を参照していただきたい。これは、『由緒書』から判明する当該期までの榊原家家臣子弟の付

表2 家臣子弟の付属先

氏名	子弟の氏名	続柄	子弟の所属	付家臣の有無
神谷助左衛門正武	九左衛門	子	紀伊家	○
川上四郎右衛門	源右衛門	弟	旗本	○
神谷金七郎長直	左馬助三正	子	旗本	○
鷹見九郎兵衛	助之丞(六郎右衛門)	孫	旗本	○
鷹見新八郎	文右衛門	子	土井大炊頭	○
山田十太夫	?	嫡子	旗本	○
安松矢之助宗虎	?	孫	水戸家	○
	?	孫	本多家	○
原田七右衛門一現	鈴木平兵衛重春	子	旗本	○
	鈴木甚五左衛門	子	旗本	○
	鈴木吉兵衛	子	甲府家	○
沼上八兵衛	勘弥	子	岡部美濃守	○
小笠原孫左衛門広直	八右衛門直久	子	旗本	○
	金兵衛直仍	子	旗本	○
村上弥右衛門	彦太郎	子	旗本	○
前田太郎左衛門	五左衛門	兄	旗本	○
伊奈源左衛門広質	金三郎正吉	子	尾張家	○
丹羽四郎左衛門	勘平	子	旗本	○
	田中三郎兵衛	孫	永井信濃守	○
小笠原権兵衛之成	助右衛門重安	弟	尾張家	×
竹田四郎兵衛信宗	八右衛門	子	植村右衛門	×
榊原若狭清定	内記照久	弟	旗本	×(一族)
	右京重久	子	旗本	×(一族)

属先を表にしたものである。実際にはもつと事例があったのであろうが、この他は不明である。この表2によると、「御付人」の子弟には、幕府旗本や御三家家臣・甲府家家臣として召し出されるものが多いことが判明する。このことは、これら「御付人」が本質的には旗本などの幕臣と同様に「徳川家家臣」としての性格を有しており、これら旗本や各大名付属家臣の間で横断的血縁関係が多数成立していた可能性が推測される。このような関係から言えば、「御付人」は血縁関係などに着目した場合、他の大名家臣と比較してより強固な幕府との繋がりを持っていたといえるだろう。

また、この事に直接関連するかはまだわからないが、幕府老中などが仲介者として家中に関与しているという事例もある。

『由緒書』から見ると、例えば「御付

人」である神谷助左衛門の場合には、家中を一旦退去した時に、土井大炊助（利勝）・青山図書・安藤対馬の取り持ちで再び奉公したということがある。同様のことが同じく「御付人」の近藤庄兵衛の場合にも見られ、家中を一旦退去した後に、土井大炊頭・酒井雅楽頭の取り持ちで召し返しとなっている。これらのことを踏まえると、江戸初期では「御付人」の処遇をめぐって幕府による関与がなされてきた事は明らかであろう。その後については、今後の課題としたい。

iv 大須賀家家臣の編入と白河転封

元和元年（一六一五）五月、大坂夏の陣に出陣していた二代藩主康勝が、帰国途中の京都において二十六歳の若さで没した。康勝には子が無かったので、榊原家は無嗣断絶の危機に陥った。しかし大御所家康の命により、初代康政の孫にあたる大須賀（松平）忠次が榊原家を継ぐこととなった<sup>55</sup>。忠次は慶長十年生まれで、同十二年に父忠政がこちらも二十七歳という若さで没したために幼くして大須賀家を継いでいたのであるが、榊原家を継ぐこととなり大須賀家は断絶となった。

元和二年に忠次が榊原家を継いだ際、忠次は大須賀家家来の一部を引き連れて榊原家中へ編入した<sup>56</sup>。その時の編入過程を元家臣の『由緒書』から見てみよう。

史料 12<sup>55</sup>

式千七拾六石八斗

竹田勘太郎信村



初代

（中略）

一、（竹田）十左衛門前名十太郎元和元年 忠次様横須賀を館林江被為入候節於駿府 権現様上意二而当

御家江御供仕候様ニ与十左衛門を始頭立候者共江安藤帯刀殿被仰渡、則於 御城右之者共 権現様

江 御目見被 仰付、翌年 忠次様江御暇被 仰出駿府を江戸表江御出被遊 台徳院様江御礼被

仰上候節茂十左衛門其外頭立候者共 台徳院様江御目見被 仰付、同年館林江御供仕罷越横須賀之通

御仕置役相勤申候由、其節者御勝手方之儀茂御知行方之義共懸り候而御領分中見分等二廻申候由及承候、

尤其砌も横須賀之御例之通為歳暮御祝儀御饌三種二荷指上年始御規式相勤候由、元和六年知行千三百拾

四石三斗横須賀本知三割増二而被下置候、寛文九年於館林病死仕候、嫡子出雲早世仕次男修理家督相続

仕候、

（永）

二代

一、十左衛門重吉前名修理寛永十年父家督無相違被下置、歳暮御祝儀等不相替差上候由、年齢十歳計之由承

伝候、其以後前髪取御役義被仰付候、年始御規式相務候由、寛永二十年白川御取替初而被為 入候節御

供被仰付罷越候由及承候、於白川二割御加増二而千五百七拾六石八斗被下置候、（後略）

これによると、忠次が大須賀を發つて館林に向かう時、まず駿府の家康の元に赴き、忠次と竹田十左衛門他「頭立候者共」が家康に御目見を行っている。その後江戸に赴き、將軍秀忠にも同様に御目見を行い、館林に入っている。この際大須賀家よりの家臣は、史料にも見ることができるよう、大概大須賀家の時の知行高の

三割加増で召し抱えられる。

ではこれらのことを前提として、表1を参照していただきたい。元大須賀家家臣は前述のような状況から、二代康勝時代の「遠江守様御代分限帳」にはでてこない。出てくるのは、「白川御代分限帳」からとなる。こちらで元大須賀家家臣の位置を見てみると、千石以上に二人、六百石未満に三十九人と大きく分かれている。前者においては、史料12で取り上げた竹田十左衛門が、「頭立候者共」は家康に御目見したとの由緒があると言うように、御目見の由緒を持つ者である。ただ、後者においても御目見を由緒に持つ者が知行高上位者には何人か見ることができるので、前者二人と後者の知行高上位者辺りが家康に御目見した「頭立候者共」に該当するのだろう<sup>(56)</sup>。そして、残りの者が一般的な平士身分の者と考えられる。しかし、ここで榊原家中全体として、元大須賀家家臣の位置付けを考えてみると如何であろうか。確かに前述のように、比較的知行高が高位の者もいるが、しかし多くは一般家臣(「御付人」に対する一般という意味)と同列である。つまり、大須賀家時代の知行の三割増という優遇措置がとられて榊原家に編入されたのであるが、「御付人」の場合のように家中の上層部を独占すると言ったような大きな変化は無く、それまでの榊原家中の体制内に再編成されたということが出来るだろう。

その後、寛永二十年(一六四三)、榊原家は二万石加増の上で館林より奥州白河へ転封し、都合十四万石を領することとなった。その際、前出の史料12の後半にもあるように、家臣の知行地は一律二割加増となったという。後に白河より一万石加増で姫路に転封になった時には、家中に対する一律加増は行われておらず、また大幅な家臣の編入もないので、この白河転封の際の措置によって、榊原家中の江戸時代初期における基本的な姿が形作られたと言えよう。当時の家臣団の中核は、「御付人」・一門家臣による家中運営の中に、大須賀家よ

りの「頭立候」家臣が加わった形となっていた。しかし、人数的には「御付人」の由緒を持つ者が圧倒的に多くを占めていると言える。

v 小括

榊原家の家臣団編成は、以上見てきたように、家康からの「御付人」を中核としたものであったことがわかる。天正十八年の館林入部以前では、康政への「御付人」の付属は、小規模且つ数回にかけてなされて来たのに対し、同年の館林入部の時には「三十六人衆」と呼ばれる様に、一括・大量の「御付人」を付属され、その後はその「御付人」を中核として藩体制を構築していったといえる。後に「三家老」と言われ、榊原家中で最高の格式を持った家が「三十六人衆」の中に含まれていた事は、館林入部時の「御付人」が近世期の家中の中核となっていたことを示しているだろう。

この榊原家家臣団は、元和二年に大須賀家からの家臣を編入することで、ほぼ近世を通じての主要な家臣団構成を整えることとなる。白河以後姫路城主時代に、寺島志摩守（忠次後室の実家）の家臣や姫路在住の武士なども召しだしているが、その数や位置はそれほど大規模なものではない。つまり、榊原家家臣団の本来的な性格としては、徳川家家臣団より分出・独立したものを上部組織として、途中大須賀家から引き連れてきた家臣を加え、下部に大量の在地武士や浪人、あるいは家臣団内部での分家による新規家臣を置くことで構成されているといえ、中世来の本来的な主家・被官関係を元に成立した「譜代大名」家よりも、より徳川家との関係が濃密な大名家として成立したと言えるだろう。更に、このような家が石高十五万石で、「譜代大名」の中で

も最上層に位置づけられていることも、將軍と「譜代大名」との関係さらに幕藩関係を考える上でも重要な要素となろう。

### まとめと今後への展望

本稿では、主に榊原家家臣団が家康よりの「家臣」を中心として家臣団編成をし、天正十八年の館林入部以降は、館林入部時の新たな家康付属「家臣」を中核として、榊原家中、あるいは藩体制を構築していったこと。また、そのため中世来の主家・被官関係を基本として成立してきた大名家よりも、上層家臣団に関しては徳川家（幕府）との間でより濃密な人間関係を有していたと言えること。さらに、その「家臣」が藩の上層の大部分を占めていることから、他の成立過程を経た譜代大名家よりも、より徳川家と親密な譜代大名家として成立していったことを指摘した。

これらを踏まえて、少し展望を述べてみる。これまで譜代大名や旗本は、徳川將軍家の軍事的権力基盤として一括してとらえられており、その内部における成立の差異や位置付けについてはあまり省みられてこなかった。しかし、これまで検討した結果から、徳川家康が戦国末期から近世初頭にかけて行った家臣団組織に対する権力確立過程を考えると、天正十八年の関東移封を期に在地と切り離されて権力基盤を失った旧来からの有力家臣を抑え、家康出頭人に出自を持つ榊原康政や井伊直政・本多忠勝などを中心に、家康家臣から「分出」した家臣（陪臣）を中核に持つ有力家臣（大名家）を旧来からの有力家臣の上位に新たに成立させることで、それまでの有力家臣を権力基盤としながらも同時にその被官の動向に規定される関係から、更に一段階上

位権力化し、家臣団組織に対してより家康の意志が働きやすい強力な大名権力確立へと変化していったといえるのではないだろうか。その後慶長後半になって、全く新しい家として尾張・紀伊・水戸の三家を徳川将軍家の分家として成立させたことは、家中との間にさらに一階層を置くこととなり、ここに絶対的な上意権力としての徳川家という確固たる位置を確立するに至ったと考えられるのである。

このように考えてくると、前述の譜代大名内での差異と言うことは、大きな意味を持つてくるだろう。近世初頭の幕府成立期ばかりでなく、近世期を通じて将軍側近からの譜代大名化を考える場合でも、戦国期から近世大名化した譜代大名と新規の譜代大名間において、その性格には自ずと違いが出てくるはずである。また、それは将軍との関係においても重要な要素となろう。今後の譜代大名や幕藩関係、将軍権力論などの諸研究において、譜代大名内での性格の差異に注意した研究も必要なのではないだろうか。

## 注

- (1) 「譜代大名」の語句については、現在一般的に使用されている意味と、実体的様相から抽出した大名像との間には乖離があるとの指摘があり（松尾美恵子「近世大名制の成立」『学習院史学』三三三、一九九五）他）、筆者もその指摘には賛同している。しかし、現在一般的な意味での「譜代大名」に変わる適当な用語が提示されていない為、ここでは便宜的にこれまで通り譜代大名と表記する。
- (2) ここで言う中・近世移行期とは、戦国期から近世初頭までを一つの時代として措定するという（黒田基樹『中近世移行期の大名権力と村落』（校倉書房、二〇〇三）他）動向とは一端距離を置いたものである。
- (3) 例えば、明治大学内藤家文書研究会編『譜代藩の研究』（八木書店、一九七二）、煎本増夫『江戸幕府と譜代藩』（雄山閣出版、一九九六）、根岸茂夫『忍藩阿部氏家臣団の形成』（『国史学』一〇一、一九七七）（のち同『近世武家社会の形成と構造』（吉川弘文館、二〇〇〇）所収）など。

- (4) 例えば、北島正元『江戸幕府の権力構造』(岩波書店、一九六四)、藤野保『新訂幕藩体制史の研究』(吉川弘文館、一九七五)、朝尾直弘『將軍権力の創出』(岩波書店、一九九四)など。
- (5) 下重清『幕閣譜代藩の政治構造―相模小田原藩と老中政治―』(岩田書院、二〇〇六)。
- (6) 北島氏前掲書。
- (7) 藤野氏前掲書。
- (8) 煎本増夫 a 『幕藩体制成立史の研究』(雄山閣、一九七九)、b 『戦国時代の徳川氏』(新人物往来社、一九九八)。
- (9) 新編岡崎市史編纂委員会編『新編岡崎市史 中世二』(新編岡崎市史編さん委員会、一九八九)。
- (10) 本多隆成『初期徳川氏の農村支配』(吉川弘文館、二〇〇六)、平野明夫『三河統一期における徳川氏の支配体制―酒井忠次と石川家成・同数正の地位と権限を通して―』(『戦国史研究』一三、一九九二)、同『豊臣政権下の徳川氏』(『地方史研究』三〇五、二〇〇三)、同『戦国・織豊期徳川氏の語初』(二木謙一編『戦国織豊期の社会と儀礼』(吉川弘文館、二〇〇六)所収)、柴裕之『徳川氏の河東二郡支配と松井忠次』(『戦国史研究』四五、二〇〇三)、同『戦国大名徳川氏の伊那郡統治と菅沼定利』(『駒沢史学』六五、二〇〇五)など。
- (11) 中・近世移行期の大名権力の変遷を、譜代大名を事例に素描したものである。拙稿「藩」の成立過程と大名権力」(大石学編『近世藩制・藩校大事典』吉川弘文館、二〇〇六)がある。
- (12) 榊原家に関しては近世後期の高田藩時代に比べて、近世前期を検討対象とした論考は極めて少ない。例えば榊原家の所領や家臣団構造については、中村辛一編『高田藩制史研究』第六卷(風間書房、一九七二)の中で、研究編第一章「榊原藩所領の変遷」、同第三章「榊原藩三家老の知行所について」の部分で触れられているが、どちらも高田藩時代を考察の中心としており、近世前期についてはその前提として扱っているに過ぎない。
- (13) 統群書類従完成会編『新訂寛政重修諸家譜』第二卷、榊原康政家条。
- (14) 統群書類従完成会編『新訂寛政重修諸家譜』第十六卷、榊原経定家条。
- (15) 統群書類従完成会編『寛永諸家系図伝』第二卷、榊原康政家条、同第十一卷、榊原経定家条。
- (16) 統群書類従完成会編『寛永諸家系図伝』第二卷、榊原照久条。ちなみに照久は康政の兄清政の子で、康政の甥に当たる。

- (17) 前掲『新編岡崎市史 中世二』七二二頁。
- (18) 浄妙寺文書『新編岡崎市史 史料古代・中世六』六七七頁、史料二。
- (19) 大樹寺文書『新編岡崎市史 史料古代・中世六』八四六頁、史料二三八。
- (20) 本証寺文書『新編岡崎市史 史料古代・中世六』一〇一三頁、史料八。
- (21) 煎本氏前掲書a、四五頁。
- (22) 藤田達生「戦争と由緒―伊勢木造氏と小牧・長久手の戦い―」（同氏研究代表『北畠一族と秀吉 三重県久居市上野遺跡に関する総合研究』三重大学上野遺跡学術研究会、二〇〇二）二七頁。
- (23) 統群書類従完成会編『新訂寛政重修諸家譜』第一卷、榊原康政家条。
- (24) 『寛政重修諸家譜』では康政の系統を本家として扱っているが、『寛永諸家系図伝』では康政の系統を別家として扱っている。
- (25) 酒井将監は永禄六年の三河一向一揆の際に一揆に乗じて家康に反旗を翻したが、のちに鎮圧され関東に退去したとされる。
- (26) 「知行方先祖書前篇」野々山徳太郎兼隆家条（館林藩榊原家文書）上越市立高田図書館蔵、群馬県立文書館撮影本を使用。以下断らない限り同史料を利用。「知行方先祖書前篇」は、榊原家家臣の内、知行取家臣の系譜をまとめたもの。享保九年に差出の記述がある。
- (27) 前項「知行方先祖書」と同様、切符取家臣の系譜をまとめたもの。享保十六年に先祖書提出の指示がなされている。
- (28) 中村孝也『新訂 徳川家康文書の研究』（日本学術振興会、一九八〇）四五三頁。なお、武田旧臣の徳川家への取り込み、及び徳川家中・江戸幕府での武田旧臣の動向については、拙稿「戦国大名家臣の徳川家臣化について―戦国大名武田家家臣を事例として―」（『論集きんせい』二六、二〇〇四）参照。
- (29) 榊原文書『静岡県史 資料編八 中世四』五〇一頁、史料一二二七など。
- (30) 竜禅寺文書『静岡県史 資料編八 中世四』六五六頁、史料一五八七など。
- (31) 西山本門寺文書『静岡県史 資料編八 中世四』七六四頁、史料一八三八。
- (32) 煎本増夫『幕藩体制成立史の研究』（雄山閣、一九七九）七六頁。

- (33) ここでは、後年榊原家中で「一門」や「御一族」と分限帳などに記載されている家のみではなく、系図等から親族関係が判明する家も含めた。
- (34) 文化八年六月二日付「家譜之内并家来之儀御尋ニ付御答」(西尾市立図書館岩瀬文庫所蔵文書、群馬県立文書館撮影本)によれば、康政祖父清長の弟に市郎左衛門道教という人物がおり、「子孫家中ニ罷在候」と記されている。また、「知行方先祖書前篇」榊原市郎左衛門家条では、二代目市郎左衛門正則が兄市平の長久手での戦死に伴って家督を継いだことを記しており、さらに「御附人」の中には含まれていないので、この段階で既に家中に存在した可能性が高いと考えられる。
- (35) 統群書類従完成会編『新訂寛政重修諸家譜』第二卷、榊原康政家条。
- (36) 「知行方先祖書前篇」伊藤忠兵衛正実家条。
- (37) 「知行方先祖書前篇」伊奈外記広富家条。
- (38) 拙稿「井伊直政家臣団の形成と徳川家中での位置」(『学習院史学』四十、二〇〇二)。
- (39) 統群書類従完成会編『新訂寛政重修諸家譜』第二卷、榊原清政家条、統群書類従完成会編『寛永諸家系図伝』第二卷、榊原清政条、「知行方先祖書前篇」榊原若狭家条。
- (40) 「榊原家分限帳」『村上市史』資料編二 近世一 藩政編一(村上市、一九九二)。
- (41) 「御附人之面々覚書」(西尾市立図書館岩瀬文庫所蔵文書、群馬県立文書館撮影本)。
- (42) 「家譜之内并家来之儀御尋ニ付御答」(西尾市立図書館岩瀬文庫所蔵文書、群馬県立文書館撮影本)。
- (43) 「知行方先祖書前篇」丹羽八右衛門利定家条。
- (44) 「知行方先祖書前篇」富田三右衛門直基家条。
- (45) 「知行方先祖書前篇」大竹六郎兵衛信平家条。
- (46) 本多家文書『姫路市史』第十卷 史料編 近世一 六八頁。
- (47) 榊原文書『上越市史』別編六 藩政資料二 一三二頁、史料一六。
- (48) この公儀知行地の拝領過程についてはここで紹介した拝領過程の他にもう一つ説がある。それは天正十八年の館林拝領時に家康より宛行われ、それが元和五年に至って秀忠から再度判物として与えられたとするものである。この三家老の公儀知行については、中村氏前掲書研究編第三章「榊原藩三家老の知行所について」と浅倉有子



「上級家臣の家と交際―越後高田藩榊原家の三家老を事例として―」（大口勇次郎編『女の社会史 一七―二〇世紀―家』とジェンダーを考える』（山川出版社、二〇〇二）に詳しい。浅倉氏はこの中で、史料の成立年代等から元和五年に公知を拝領したとする説を妥当とされているが、本稿でもその立場に立っている。

(49) 史料8所収と同じ。

(50) 史料8所収と同じ。

(51) 榊原文書『上越市史 別編六 藩政資料二』一二五頁、史料一三。

(52) 榊原文書『上越市史 別編六 藩政資料二』一二二頁、史料九。

(53) 忠次の父忠政は康政の長男で、大須賀康高の元に養子に入っていた。また、忠政の母は大須賀康高の娘である。

(54) 戦国期の「大須賀家と近世期の「大須賀家旧臣の動向については、酒入陽子「家康家臣団における大須賀康高の役割」（『日本歴史』六一二）に詳しい。なお、当論文では戦国期ではあるが大須賀家が榊原家同様「御付人」が主体であり、その意味では家康の統制が強い家臣団であったのではないかと指摘されている。

(55) 「知行方先祖書前篇」竹田勘太郎信村家系。

(56) 元和二年より寛永二十年までの間に当初の三割加増以外にも加増された家臣もおり、知行高では明確な違いとあってあらわれない。

## 付記

本稿は修士論文の一部を下地に、歴史学研究会近世史部会例会（二〇〇二年十二月）で行った報告をもとにして作成したものである。修士論文作成時には多くの方々にお世話になり、また例会報告の場でも貴重な意見をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。なお、本稿は第三回徳川奨励賞（財団法人徳川記念財団）による成果の一部である。

Formative Process of the House of Sakakibara's Vassals and Relations to the Shogunate  
—Mainly on Tatebayashi/Shirakawa Times—

KOMIYAMA, Toshikazu

By this paper, I am for the purpose of considering a position of so-called *Fudai Daimyo* in relations of the Shogunate for the early modern times, and vassal structure and a power structure of the Tokugawas for the medieval period to the early modern times. For an object, I examine mainly on Tatebayashi/Shirakawa times of the *daimyo* Sakakibaras who makes the last Tokugawa period *Echigo Takada Han*.

Concretely, the first, I confirm an origin and a position in the whole Tokugawas of the Sakakibaras. The next, I consider a formation process and a characteristic of the Sakakibara's vassals.

For a characteristic in vassal formation of the Sakakibaras, there are not most of the hereditary vassal from the Middle Ages, and to organize the vassal who can call it with *O-tsukibito* attached to by Ieyasu in the core. It is a characteristic to be seen in specific the *Fudai Daimyo* vassal formation of the Ii's and so on, and cannot confirm this with a *Tozama Daimyo* and *Fudai Daimyo* of the new collection.

And last, I survey a position of *Fudai Daimyo* in structure and relations of the Shogunate.

(人文科学研究科史学専攻 博士後期課程単位取得退学)